

平成25年度内部監査の実施状況について  
(平成26年3月31日現在)

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成26年1月14日 ～ 平成26年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行命令簿の精算払欄の記載もれがあり、また、旅費の精算が済んでない旅行が認められた。(1室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに整備するとともに、遅滞なく請求手続きを取らせ、事務処理が的確に実施されているか確認する体制を講じさせることとした。(是正措置済)</li> </ul>
長野労働基準監督署 他8署	平成25年6月20日 ～ 平成25年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品管理に係る書類に登記もれ・登記誤りが認められた。(4署) また、廃棄物品に係る書類で作成されていないものが認められた。(2署)</li> <li>・超過勤務手当の支給誤りが認められた。(1署)</li> <li>・超過勤務に係る書類に一部押印もれが認められた。(1署)</li> <li>・前回監査で指摘・指導した事項のうち、是正されていないものが認められた。(1署)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品管理法及び物品管理法施行規則に基づく適正な事務処理を徹底させることとした。(是正措置済)</li> <li>・超過勤務に係る事務処理要領で定めた事務処理手順を確実に実施させることとした。(是正措置済)</li> <li>・速やかに整備するとともに、是正処理が的確に実施されているか確認する体制を講じさせることとした。(是正措置済)</li> </ul>
長野公共職業安定所 他11所	平成25年10月1日 ～ 平成25年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品管理に係る書類に登記もれや登記誤り、また、物品の標示がされていないものが認められた。(2所) また、不用物品に係る書類で作成されていないものが認められた。(1所)</li> <li>・超過勤務に係る書類に記載もれ、押印もれ、また、取扱いが不適切なものが認められた。(1所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品管理法及び物品管理法施行規則に基づく適正な事務処理を徹底させることとした。(是正措置済)</li> <li>・超過勤務に係る事務処理要領で定めた事務処理手順を確実に実施させることとした。(是正措置済)</li> </ul>